

## 審議会会議録

会議名称	平成28年度 第1回国民健康保険運営協議会		
議 題	○議 事 報告第1号 平成27年度伊達市国民健康保険特別会計決算の概要について 報告第2号 国民健康保険制度の改正概要について 報告第3号 平成28年度伊達市国民健康保険事業計画について		
開催日時	平成29年3月6日（月） 午後6時30分～午後7時30分		
場 所	市役所2階会議室A		
出席者	伊達市国民健康保険運営協議会委員9名		
	所管部課名	健康福祉部保険医療課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	なし
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
【会議の概要】			
1. 開 会			
2. 会長挨拶 国民健康保険特別会計予算及び国民健康保険制度の動向について事務局より報告いただき、皆様からご意見ご質問等を受けながら進行させていただきます。よろしく願いいたします。			
3. 報告、署名人の選任 事務局より伊達市国民健康保険運営協議会規則（以下、「規則」）第4条第2項の規定により、会議成立の旨を報告。 また、審議に先立ち、規則第4条第5項の規定により会議録署名人に石野委員を選任。			
4. 議事（事務局より説明）			
<b>報告第1号</b> 平成27年度伊達市国民健康保険特別会計決算の概要について ○質疑・応答			
委 員：	被保険者数が減少しているという説明があったが、横ばいではなく今後ますます減っていくということか。またその理由は何か。		
事 務 局：	減少傾向が続く見込みである。理由としては被保険者の年齢層が高いことから、後期高齢者医療制度へ移行する者が多いため。		
委 員：	共同事業拠出金の歳入歳出ともに決算額が前年比で倍近くなった理由は対象が30万円以上から1円以上の保険適用の治療行為等になったこととことだが、金額の判断基準は診療報酬明細書か。		
事 務 局：	そのとおりです。		

**報告第2号** 国民健康保険制度の改正概要について

提案どおり承認された。

**報告第3号** 平成28年度伊達市国民健康保険事業計画について

○質疑・応答

委員：説明に重複・頻回受診者の対策の推進とあるが、対象者の抽出確認事務は誰が行っているのか。また、どのような確認方法を取っているのか。

事務局：委託を行っているレセプト点検業者又は市職員で確認を行っている。確認方法としては、一定期間での病院の受診状況を個別に集計し確認を行っている。

委員：第三者行為求償事務について、加害者に保険者負担相当分を支払わせるのは難しいのでは。

事務局：本件は交通事故が大半を占めており、車であれば自動車賠償責任保険の他、個人で保険に入っている場合がほとんどのため、本人了解のうえ、加入している保険会社と事務及び支払を受けているケースがほとんどで、加害者が負担することはあまりない状況。

委員：保険会社側が負担する額が高額になり対応に苦労したという話を聞いたことがあるのだが、伊達市ではそういった事例はあるのだろうか。

事務局：これまで求償事務を行っている中ではそういった事例はないが、国で求償事務の強化を図るとの方針が出ているため、今後そういった事例が出てくる可能性も考えられる。

委員：これまでもこういった求償事務は行ってきていたのか。

事務局：行ってきているが、国の方針として取り組み強化となったのは最近。

委員：後発医薬品の普及率について現在65%以上を目標で今後は80%以上の普及率を目標設定するということだが達成できるのか。

事務局：既存のパンフレット等を参考として周知等を行っているが、引き続き普及に向け検討をしていきたい。